

聖泉短期大学学会会則

〔施行 1992. 4. 1〕
〔改正 1993. 4. 1〕

第1条（名 称）本会は、聖泉短期大学学会（The Seisen Junior College Academic Association）と称し、事務局を聖泉短期大学内に置く。

第2条（目 的）本会は、人文科学および社会科学ならびに関連領域の学際的研究を行うことを目的とする。

第3条（事 業）本会は、前条の目的を達成するために、次の諸事業を行う。

- （1）聖泉論叢（The Seisen Review）の編集および刊行
- （2）研究叢書の刊行
- （3）研究発表会および講演会の開催
- （4）前各号のほか本会の目的達成に必要な事業および付帯事業として学生論集（La Nouvelle Vague）の刊行

2 前項第1号聖泉論叢の編集の細則については、これを聖泉論叢編集細則で定める。

第4条（会員構成）本会は、次の諸会員をもって構成する。

- （1）正会員 聖泉短期大学学長および専任教員
- （2）特別会員 元会員および聖泉短期大学嘱託講師で入会を希望する者で、正会員2名以上が推薦し、総会で承認された者
- （3）賛助会員 本会の趣旨に賛同し、支持する個人または団体
- （4）準会員 本学の在学生

第5条（役員）本会に会長1名および委員若干名を置き、その任期をそれぞれ2年とする。

2 会長および委員は、委員会を構成し、第3条第1項の諸事業の推進の任に当たる。

第6条（総 会）総会は、本会の最高機関とする。

2 総会は、年1回開催し、役員を選出、予算、予算実際差異分析、会則の変更、その他本会の運営に関する重要事項を審議決定する。

3 会長がその必要をみとめたときまたは正会員5名以上の要請があるとき、会長は、臨時総会を招集することができる。

4 総会の定足数は、正会員の3分の2以上とする。

第7条（運営費）本会の運営費は、大学よりの助成金、後援会よりの助成金、会員の会費、その他の収入をもってこれにあてる。会員の会費は、次の通りとする。

- （1）正 会 員 年額 8,000円
- （2）特別会員 年額 8,000円
- （3）賛助会員 年額 8,000円
- （4）準 会 員 年額 2,500円

第8条（会計年度）会計年度は、4月1日より翌年3月31日までの期間とする。